

1. 改正の趣旨

行政手続における書面・押印・対面手続について、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等により、原則として、書面・押印・対面を不要とする見直しが求められていることを背景に、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 5 第 1 項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）においても、手続の見直しの検討を行ったところ。この検討を踏まえ、本事業における各種申請及び報告に係る様式について次のとおり変更を行う。

また、上記の様式変更に合わせて、令和 2 年 9 月 1 日に施行された国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（以下「政令」という。）における本事業に係る改正事項の様式への反映のための様式の変更も行う。

2. 改正の内容

（1）押印を不要とする申請及び報告に係る様式の変更

特定機関から適正受入管理協議会に申請及び報告する際に使用する様式（第 1 号、第 4 号～第 9 号、参考様式第 1 号～第 4 号）について押印を不要とする変更を行う。

（2）政令に規定する不適合要件の追加に伴う様式の変更

様式第 1 号特定機関確認申請書及び参考様式第 3 号派遣先農業経営体宣誓書について、特定機関及び派遣先農業経営体の非該当要件として、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」の追加等、政令改正に伴う所要の変更を行う。

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日以降に受け付けるものから変更後の様式を適用する。